

成年後見制度利用促進専門家会議WG 意思決定支援ガイドライン

後見人等への意思決定支援研修の取組み

2021.6.2

みずほリサーチ&テクノロジーズ

社会政策コンサルティング部



(令和3年4月1日よりみずほ情報総研とみずほ総合研究所とが合併し新会社となりました。)

Copyright Mizuho Research & Technologies, Ltd. All Rights Reserved.

背景及びこれまでの弊社取組み

背景

①成年後見制度利用促進基本計画

- ✓ 成年後見制度においては、後見人による財産管理の側面のみを重視するのではなく、認知症高齢者や障害者の意思をできるだけ丁寧にくみ取ってその生活を守り権利を擁護していく 意思決定支援・身上保護の側面も重視し、利用者がメリットを実感できる制度・運用とすることを基本とすること。
- ✓ これまでの成年後見制度が、財産の保全のみの観点重視され、本人の利益や生活の質の向上のために財産を積極的に利用するという視点に欠けるなどの硬直性が指摘されてきた点を踏まえると、本人の意思決定支援や身上保護等の福祉的な観点も重視した運用とすることが必要があること。

②骨太方針2019

- 「経済財政運営と改革の基本方針2019（骨太方針2019）」においても、成年後見制度の利用を促進するため、『認知症施策推進大綱』も踏まえ、中核機関の整備や 意思決定支援研修の全国的な実施などの施策を総合的・計画的に推進する。

これまでの弊社取組み

- 令和元年度 社会福祉推進事業「後見人等への意思決定支援研修の在り方検討（調査研究）事業」
（正式名称：被後見人等が本人らしい生活を送れるよう、チームにおける意思決定支援の下での本人のための財産管理・身上保護の取組を全国的に進めるための研修の在り方等を検討する事業（調査研究事業））
- 令和元年度 意思決定支援ワーキンググループ（最高裁判所、厚生労働省及び専門職団体（日本弁護士連合会、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート及び公益社団法人日本社会福祉士会））へのオブザーバー参加
- 令和2年度 厚生労働省委託事業「後見人等への意思決定支援研修」

社会福祉推進事業「後見人等への意思決定支援研修の在り方検討（調査研究）事業」

- （目的） 後見人等への意思決定支援研修の在り方を検討し、「研修プログラム」を作成することを目的とした。
- （実施内容） 検討委員会及びWG（後見事務・財産管理）を設置するとともに、アンケート調査、ヒアリング調査を行い、「研修プログラム」をとりまとめ、教材（案）の策定を行った。

実施内容		実施手法
WG 検討委員会・ WGの設置	検討委員会の設置	✓ 有識者による検討委員会・WGを設置し、事業全体の進め方、「研修プログラム」の内容等に関して検討を行った。
	WG（後見事務）の設置	
	WG（財産管理）の設置	
アンケート調査	専門職へのアンケート調査 （回収数 318件）	✓ 全国の専門職後見人（弁護士、司法書士、社会福祉士）および法人後見実施団体を対象としたアンケート調査を行った。
ヒアリング調査	意思決定支援に関する 取組事例調査 （2件）	✓ 意思決定支援を踏まえた後見事務に関するガイドラインを定めている地域の専門職にヒアリングを行った。
	「研修プログラム」の在り方に関するヒアリング調査 （9団体）	✓ 専門職団体、当事者団体等に対して、ヒアリング（意見交換会）を行った。

「研修プログラム」の作成

- （成果物）
- ✓ 報告書
 - ✓ シラバス
 - ✓ 教材（案）
研修で使用するスライド
映像教材シナリオ等

社会福祉推進事業「後見人等への意思決定支援研修の在り方検討（調査研究）事業」

検討委員会の設置

開催実績

回数	開催時期	検討内容
第1回	令和元年7月25日 (木)	- 調査全体の実施方針の検討 - ヒアリング調査及びアンケート調査実施方針の検討 - 作業スケジュールの確認 「研修プログラム」の構成・シラバスに関する検討
第2回	令和元年11月1日 (金)	- 各種調査進捗状況の中間報告 - WGにおける検討結果の中間報告 「研修プログラム」の内容に関する検討
第3回	令和2年3月17日 (火) 〔新型コロナウイルスにより開催中止〕	- 各種調査進捗状況の報告 - WGにおける検討結果の中間報告 「研修プログラム」の内容に関する検討 - 報告書取りまとめに向けた検討

「研修プログラム」の検討・承認

委員構成

開催時期	検討内容
座長	新井誠（中央大学法学部教授）
委員	青木佳史（日本弁護士連合会） 安藤亨（豊田市福祉部福祉総合相談課主査） 小賀野晶一（中央大学法学部教授） 上山泰（新潟大学法学部教授） 久保厚子（全国手をつなぐ育成会連合会会長） 櫻田なつみ（日本メンタルヘルスパイアサポート専門員研修機構） 新保文彦（日本発達障害ネットワーク政策委員） 瀬戸裕司（ゆう心と体のクリニック院長） 高橋良太（全国社会福祉協議会地域福祉部長） 花俣ふみ代（認知症の人と家族の会副代表理事） 星野美子（日本社会福祉士会理事） 水島俊彦（法テラス埼玉法律事務所） 矢頭範之（成年後見センター・リーガルサポート理事長） 山野目章夫（早稲田大学大学院法務研究科教授）
オブザーバー	最高裁判所 事務総局家庭局 法務省 民事局 厚生労働省 老健局総務課認知症施策推進室 厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

社会福祉推進事業「後見人等への意思決定支援研修の在り方検討（調査研究）事業」

（後見事務WG）「意思決定支援を踏まえた後見事務全般に関するWG」の設置

開催実績

回数	開催時期	検討内容
第1回	令和元年8月20日 (火)	● 文献調査結果の報告 ● 「研修プログラム」の構成・シラバスに関する検討 ● 収集対象とする好事例に関する検討
第2回	令和元年10月21日 (月)	● 「研修プログラム」内容に関する検討 ● 「研修プログラム」の中で取り扱う事例に関する検討
第3回	令和元年11月11日 (月)	● 「研修プログラム」内容に関する検討
第4回	令和2年1月28日 (火)	● 「研修プログラム」内容に関する検討
第5回	令和2年2月20日 (木)	● 「研修プログラム」内容に関する検討

意思決定支援・身上保護の側面も重視し、利用者がメリットを実感できる運用に向けた検討

委員構成

開催時期	検討内容
座長	上山泰（新潟大学法学部教授）
委員	五十嵐禎人（千葉大学社会精神保健教育研究センター教授） 菅富美枝（法政大学経済学部教授） 住田敦子（尾張東部成年後見センター センター長） 曾根直樹（日本社会事業大学福祉マネジメント研究科准教授） 竹内俊一（岡山高齢者・障がい者権利擁護ネットワーク懇談会） 西川浩之（成年後見センター・リーガルサポート専務理事） 久岡英樹（大阪弁護士会） 星野美子（日本社会福祉士会理事） 水島俊彦（法テラス埼玉法律事務所）
オブザーバー	最高裁判所 事務総局家庭局 法務省 民事局 厚生労働省 老健局総務課認知症施策推進室 厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部 全国社会福祉協議会

社会福祉推進事業「後見人等への意思決定支援研修の在り方検討（調査研究）事業」

（財産管理WG）「本人の意思を尊重し、本人らしい生活を送るための財産活用における後見事務の在り方に関するWG」の設置

開催実績

回数	開催時期	検討内容
第1回	令和元年10月17日 (木)	● 収集対象とする好事例に関する検討 ● 「研修プログラム」の内容に関する検討
第2回	令和2年1月24日 (金)	● 「研修プログラム」の内容に関する検討

本人の意思決定支援や身上保護等の福祉的な観点も重視した財産管理の運用に向けた検討

委員構成

開催時期	検討内容
座長	小賀野晶一（中央大学法学部教授）
委員	今井友乃（知多地域成年後見センター事務局長） 大貫正男（埼玉司法書士会） 久津摩和弘（日本地域福祉ファンドレイジングネットワーク COMMNET理事長） 駒村康平（慶應義塾大学経済学部教授） 椎名基晴（椎名法律事務所弁護士） 田邊寿（伊賀市社会福祉協議会地域福祉部長） 成本迅（京都府立医科大学医学研究科精神機能病態学教授） 八谷博喜（三井住友信託銀行プライベートバンキング部成年 後見・民事信託分野専門部長） 山下興一郎（淑徳大学総合福祉学部社会福祉学科准教授）
オブザー バー	最高裁判所 事務総局家庭局 法務省 民事局 厚生労働省 老健局総務課認知症施策推進室 全国社会福祉協議会

後見事務WGの実施スケジュール

- 「研修プログラム」の具体的な内容、取り扱う事例の検討などを行うことを目的として、「意思決定支援を踏まえた後見事務全般に関するWG」を設置。WGは5回開催した。

意思決定支援・身上保護の側面も重視し、利用者がメリットを実感できる運用に向けた検討

	2019年8月	2019年10月	2019年11月	2020年1月	2020年2月
	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回
検討内容	●研修のあるべき姿の共有	●「研修プログラム」の構成・シラバスに関する検討	●「研修プログラム」の構成・シラバスに関する検討 ●「研修プログラムの中で取り扱う事例に関する検討	●「研修プログラム」の内容に関する検討 ●「研修プログラムの中で取り扱う事例に関する検討	●「研修プログラム」の内容に関する検討 ●「研修プログラムの中で取り扱う事例に関する検討



- （初回）
- 問題意識の共有
 - 全体スケジュール共有

＜前半＞
主に計画書（シラバス）等について議論し、研修の骨格について検討。

＜後半＞
主に教材等について議論し、研修の具体的な内容・事例について適当であるか検討。

研修内容についての検討

後見事務WG 研修への 主なご意見

- ・ 意思決定支援に対する“気づき”が重要
- ・ 意思決定支援の面白みを知ってもらえる、やりがいを持ってもらえるような研修内容が良いのではないか
- ・ 意思決定支援はなかなか座学では伝わりきれない
- ・ ビデオの活用や参加型のワークを取り込んだほうが良い

研修種類と実施期間

必要と考えられる研修の種類

①リーダー人材育成

＜意思決定支援の考え方及び実践方法を伝授できる人材の育成＞

②共通知識の共有

＜後見事務における意思決定支援の実施において必要不可欠と考えられる考え方及び知識について共有＞

実施機会と実施機関

専門職団体
における
研修事業

中核機関等
における
研修事業

国（厚労省）
による
研修事業

社会福祉推進事業「後見人等への意思決定支援研修の在り方検討（調査研究）事業」

シラバス

後見事務WGの議論をとりまとめ、研修内容及び構成（シラバス）を整備した。

項 目	内 容
対象者	後見業務に携わる方（専門職後見人、親族後見人、市民後見人等）
研修の目的	被後見人等が本人らしい生活を送れるよう、チームによる意思決定支援の下での本人のための財産管理・身上保護の取組を進める。
研修の目標	・ 代行決定から意思決定支援へのパラダイムシフトを踏まえた“気づき”を得る ・ 後見人が、意思決定支援を踏まえた後見実務にやりがいや達成感を感じて前向きに取り組めるきっかけ作り ・ 後見事務における意思決定支援の実施において必要不可欠と考えられる考え方及び知識について習得
研修で取扱う内容・範囲	・ 意思決定支援と代行決定 ・ 意思決定支援がなぜ必要か（動機付けになる具体的イメージの提示） ・ 後見事務における「意思決定支援」 ・ 意思決定支援WGにて作成されているガイドラインの説明 ・ Q&A、グループワーク資料
研修方法	・ 講義（座学） ・ 映像教材 ・ 演習・グループワーク
タイムスケジュール	10:15～12:00 ①講義と演習 105分 13:00～13:30 ②講義 30分 13:40～16:45 ③講義と演習 185分 16:45～17:00 アンケート

財産活用WGの実施スケジュール

- 本人の利益や生活の向上を目的とした積極的な財産管理の在り方に関する検討を目的として、「本人の意思を尊重し、本人らしい生活を送るための財産活用における後見事務の在り方に関するWG」を設置。WGは2回開催した。

本人の意思決定支援や身上保護等の福祉的な観点も重視した財産管理の運用に向けた検討

	2019年10月 第1回	2020年1月 第2回
検討 内容	- 取組事例の現状共有 - 事例を通して発信する主たるメッセージに関する検討	- プログラムに盛り込む事例の検討 - 事例を通して発信する主たるメッセージに関する検討

- 
- 各委員が推進している取り組みについてのご報告と共有
 - 研修プログラムに盛り込む事例と、その事例を通してどのようなメッセージを発信していくべきかについて検討。

- 
- 研修プログラムに盛り込む事例と、その事例を通してどのようなメッセージを発信していくべきかについて検討。

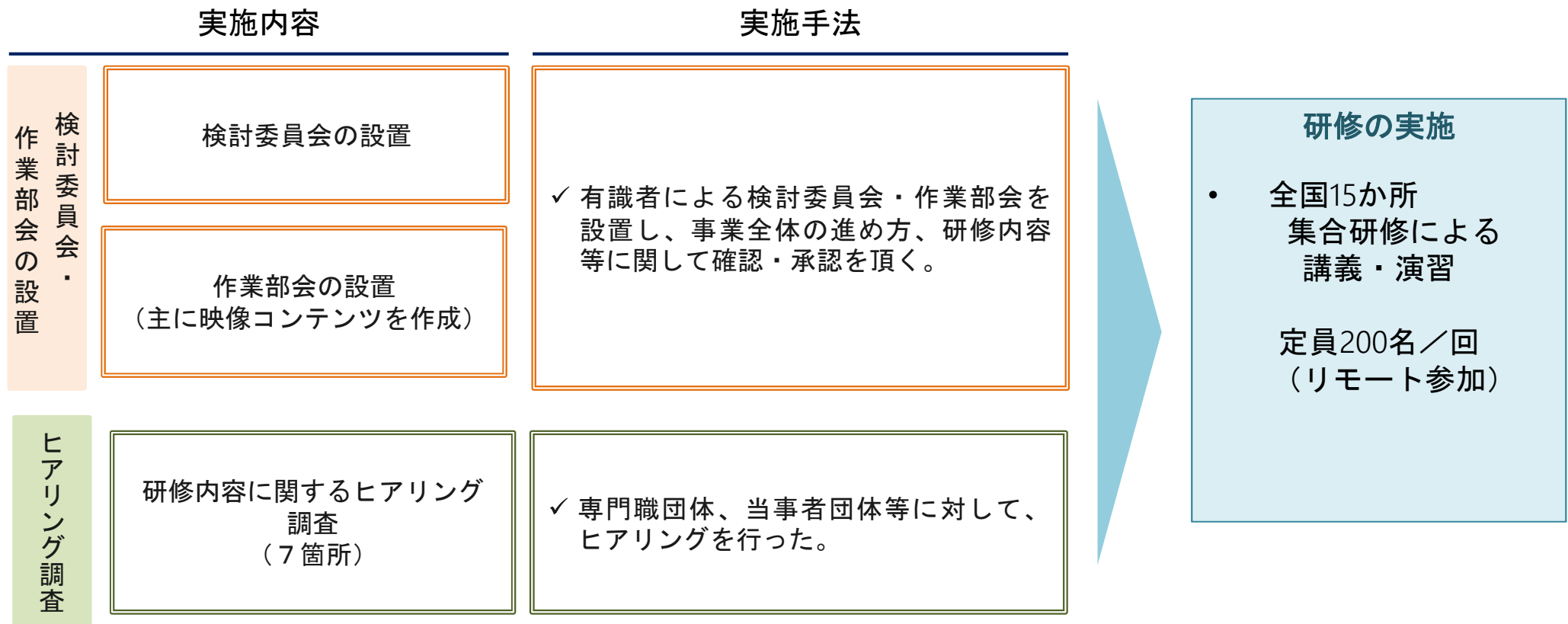
財産活用WGにおける研修に向けた議論

- 本人の望む生活が実現できるよう、後見人は、本人の意思や心身の状態、生活の状況に配慮しつつ、財産管理においても意思決定支援ガイドラインをふまえて、本人の財産・資産状況に応じた後見事務を行う必要がある。
- 1年間の収支のみで財産管理を考えるのではなく、中長期的な視点を持つ必要がある。また、この中長期的な計画は、固定的なものでなく、本人の状態に応じて変わっていくものである。
- どのようなことにお金を使いたいかは、人それぞれ違うという前提に立ち、その人の特徴に応じた財産管理をする必要がある。（例：旅行に行きたい人もいれば、お中元やお歳暮を送りたい人もいる）
- その人の特長を把握するためにも、後見人は、本人とよくコミュニケーションをとる必要がある。まずは本人の周囲の支援者から、本人の過去、現在を踏まえて本人とどのようなことを話せばよいのか情報収集した上で、本人がこれから財産をどのように使いたいと思っているか、話し合う必要がある。
（本人にとって特別な出来事があった場合には、意思が変化しているかどうか、確認をする必要がある。）
- 本人とのコミュニケーションに当たっては、中長期的な視点で、1年で活用が可能な限度額を示したり、本人が自由に使える割合を示したりしながら話し合いをすることが考えられる。
- 自由に使える限度額や割合を考える場合、本人の生活基盤を支えるために必要な金額は確保したうえで設定する必要がある。また、本人の生活基盤を支えるために必要な金額は、本人の心身や生活の状態、扶養義務のある家族構成等によって違ってくるため、よく情報収集する必要がある。
- 財産管理における意思決定支援においては、選択肢それぞれのメリットとリスクについて説明しながら、話し合いをする必要がある。
- 本人やチームとの話し合いや裁判所とのやり取り等を、適切に記録に残しておくことが重要と考えられる。

令和2年度厚生労働省委託事業「後見人等への意思決定支援研修」

（目的） 被後見人等が本人らしい生活を送れるよう、チームによる意思決定支援の下での後見事務を進めるための研修を全国15か所にて実施。

（実施内容） 検討委員会（企画委員会）及び作業部会（映像作成）を設置し、関係団体等へのヒアリングを行いながら研修教材等を確定させ、研修を実施。



令和2年度厚生労働省委託事業「後見人等への意思決定支援研修」

検討委員会の設置

開催実績

回数	開催時期	検討内容
第1回	令和2年10月28日 (水)	- 研修実施方針の確認 - 実施スケジュールの確認 - 研修内容に関する検討
第2回	令和2年11月26日 (木)	- 研修教材に関する報告 - 研修実施方法に関する承認
第3回	令和3年3月18日 (木)	- 研修実施の報告・アンケート結果報告 - 研修実施に関する評価 - 報告書取りまとめに向けた検討

研修内容の確認・承認
実施結果の評価

委員構成

開催時期	検討内容
座長	新井誠（中央大学法学部教授）
委員	青木佳史（日本弁護士連合会） 五十嵐禎人（千葉大学社会精神保健教育研究センター教授） 小賀野晶一（中央大学法学部教授） 上山泰（新潟大学法学部教授） 久保厚子（全国手をつなぐ育成会連合会会長） 櫻田なつみ（日本メンタルヘルスピアサポート専門員研修機構） 高橋良太（全国社会福祉協議会地域福祉部長） 花俣ふみ代（認知症の人と家族の会副代表理事） 星野美子（日本社会福祉士会理事） 水島俊彦（法テラス埼玉法律事務所） 住田敦子（特定非営利活動法人尾張東部権利擁護センターセンター長） 西川浩之（成年後見センター・リーガルサポート専務理事）
オブザーバー	最高裁判所 事務総局家庭局 法務省 民事局 厚生労働省 老健局総務課認知症施策推進室 厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
委託元	厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室

令和2年度厚生労働省委託事業「後見人等への意思決定支援研修」

作業部会の設置 映像教材の具体的な内容の検討などを行うことを目的として、作業部会を設置。

開催実績

回数	開催時期	検討内容
第1回	令和2年9月25日 (金)	● 映像コンテンツの企画検討
第2回	令和2年10月23日 (金)	● 映像コンテンツの内容の確認・検討
第3回	令和2年11月6日 (金)	● 映像コンテンツの内容の確認・検討 ● 研修全体での整合性の確認
第4回	令和2年11月24日 (月)	● 映像コンテンツの内容の確認・検討 ● 研修全体での整合性の確認

意思決定支援の研修教材（特に映像教材）
を検討・作成

委員構成

開催時期	検討内容
とりまとめ	上山泰（新潟大学法学部教授）
委員	住田敦子（尾張東部成年後見センター センター長） 水島俊彦（法テラス埼玉法律事務所） 長坂俊成（協働プラットフォーム 代表理事） 名川勝（日本意思決定支援ネットワーク 代表理事）

令和2年度厚生労働省委託事業「後見人等への意思決定支援研修」

研修の実施内容

- ・ 研修の目的 被後見人等が本人らしい生活を送れるよう、チームによる意思決定支援の下での本人のための財産管理・身上保護の取組を進める。
- ・ 研修の目標
 - 代行決定から意思決定支援へのパラダイムシフトを踏まえた“気づき”を得る
 - 後見人が、意思決定支援を踏まえた後見実務にやりがいや達成感を感じて前向きに取り組めるきっかけ作り
 - 後見事務における意思決定支援の実施において必要不可欠と考えられる考え方及び知識について習得



◇プログラム構成

10:00～10:15 オリエンテーション

10:30～12:30 **第1章 意思決定支援と代行決定（講義）**

- ✓ ロールプレイ（意思を尊重してもらえない体験）
- ✓ 後見人の立ち位置の理解 意思決定支援の要素 本人との関係構築・環境整備等の支援
- ✓ 意思決定支援と代行決定の具体的手順

12:00～13:00 昼休憩

13:00～13:30 **第2章 後見事務における意思決定支援（講義）**

- ✓ 事例及び関連法令等の紹介
- ✓ 各専門職団体の取組
- ✓ 財産管理における意思決定支援の視点

13:30～13:40 休憩

13:40～16:45 **第3章 意思決定ガイドライン（映像教材による演習）**

- ✓ ガイドラインの概要紹介
- ✓ 映像教材を用いたグループワーク・事例紹介

16:40～17:00 まとめ アンケート記入

令和2年度厚生労働省委託事業「後見人等への意思決定支援研修」

研修教材 調査研究事業等を踏まえ、参加者に“気づき”を得られるように、デザイナー・イラストレーターを起用して、わかりやすいものになるように工夫して製作しました。



意思決定支援及び代行決定のプロセスの原則

1. 意思決定能力の存在推定
2. 本人による意思決定のための実行可能なあらゆる支援の必要性
3. 不合理にみえる決定 ≠ 意思決定能力がない
-
4. 本人の推定意思に基づく代行決定
-
5. 本人にとっての最善の利益に基づく代行決定
6. 代行決定の限定行使
7. 第1原則へ戻る

この原則は、意思決定支援と代行決定の考え方の1つとして示しているものです。第4原則については、成年後見人等に広い法的代理権（権限）を持つ存在であることから、より慎重な対応が求められる代行決定の領域に位置付けています。

意思決定能力

意思決定能力＝本人の個別能力＋支援者側の支援力

意思決定能力は、本人の個別能力だけでなく、
支援者側の支援力によって変化します。

意思決定能力

本人の個別能力

- 意思決定に関する情報について、
本人が理解すること
- 必要な情報を、本人が記憶すること
- 本人が、選択肢を比較検討すること
- 意思決定した内容を、
本人が他者に伝える（表現する）こと



支援者側の支援力

- 上記意思決定に必要な4要素につき、以下の点を
踏まえ、実践上可能な工夫、努力を尽くす。
- 能力は、あるかないかという二者択一的なもの
ではなく、少しずつ変化するものである。
- 本人の心身の状況や、環境によって、変化する。
- 「何を決めるか」という内容によっても、変化する。

第1原則 / 意思決定支援の原則①

意思決定支援については様々な考え方があります。
考え方の1つとして紹介するものです。

第1原則 意思決定能力の存在推定

全ての人は意思決定能力があることが推定される。

どのような人であっても、本人には意思があり、
決める力があるという前提に立って、意思決定支援をします。



本人には決める力がある
という前提で関わる

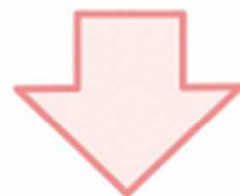


第2原則 / 意思決定支援の原則②

第2原則 本人による意思決定のための実行可能なあらゆる支援の必要性

本人が自ら意思決定できるよう、実行可能なあらゆる支援を
尽くさなければ、代行決定に移ってはならない。

意思決定のための最適な環境（ベストチャンス）を整えるための
支援をし尽くさなければ、代わりに決めることはできません。



あらゆる支援をし尽くして

第3原則 / 意思決定支援の原則③

第3原則 不合理に見える決定 ≠ 意思決定能力がないということ
一見すると不合理に見える意思決定でも、
それだけで本人に意思決定能力がないと判断してはならない。

後見人等からみて、合理的とはいえない判断をしたとしても、
それだけで意思決定能力がないと考えてはいけません。



**不合理に見える決定も
尊重されるべき**

第4原則 / 代行決定の原則①

後見人等には法的代理権が付与されていることから、
代行決定の原則として整理しています。

第4原則 推定意思に基づく代行決定

意思決定支援が尽くされても、どうしても本人の意思決定や意思確認が困難な場合には、
代行決定に移行するが、その場合であっても、後見人等は、まずは、明確な根拠に基づき
合理的に推定される本人の意思（推定意思）に基づき行動することを基本とする。

どうしても本人の意思決定や意思確認が困難な場合には、推定意思に基づく代行決定に移行します。
この場合、明確な根拠に基づき、本人の意思を推定します。



〇〇だから、この人ならば、
〇〇を選ぶはず

第5原則 / 代行決定の原則②

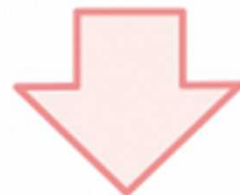
第5原則 本人にとっての最善の利益に基づく代行決定

①本人の意思推定すら困難な場合、又は②本人により表明された意思等が本人にとって見過ごすことのできない重大な影響を生ずる場合には、後見人等は本人の信条・価値観・選好を最大限尊重した、本人にとっての最善の利益に基づく方針を採らなければならない。

①本人の意思が推定できない場合や、
②表明されている意思が本人にとって見過ごすことができないような重大な影響を生じるものである場合には、



(本人にとっての) 最善の利益に基づく方針を採ります。
この場合、本人の信条・価値観、選好を最大限尊重します。



この人にとっての、一番よいことは？

第6原則 / 他者が決定する場合の原則

第6原則 代行決定の限定行使

本人にとっての最善の利益に基づく代行決定は、法的保護の観点からこれ以上意思決定を先延ばしにできず、かつ、他に採ることのできる手段がない場合に限り、必要最小限度の範囲で行われなければならない。

本人を護るためにこれ以上先延ばしにできない場合で、さらに他に手段がない場合には、代わりに決めることになります。代わりに決める際も、本人にとって最も制限が少ない手段を検討します。



どうしても必要なときは、
もっとも制限が少ない方法で

第7原則 / 意思決定支援の原則へ

第7原則 第1原則へ戻る

一度代行決定が行われた場合であっても、次の意思決定の場面では、第1原則に戻り、意思決定能力の推定から始めなければならない。

代わりに決めなければならなかったとしても、ずっと代わりに決め続けることはできません。
次の意思決定の場面では、「決める力がある」という前提で関わりを始めます。



本人には決める力があるという
前提に戻る

令和2年度厚生労働省委託事業「後見人等への意思決定支援研修」

ビデオ教材 “気づき”を得るために、映像による学習が有効とのご意見を受け、作業部会にて内容を検討し、撮影は協働プラットフォームに協力いただきビデオ教材を作成した。

1) ロールプレイ教材

受講者は、後見人等から一方的に決めつけられたら、どんな気持ちになるのか、疑似体験しました。



①理論・理屈を押し付けるタイプ

（食事の量、つねるなどの問題行動について指摘）



②おせっかいで勝手に決めつけるタイプ

（部屋いっぱいになった傘について）

令和2年度厚生労働省委託事業「後見人等への意思決定支援研修」

ビデオ教材“気づき”を得るために、映像による学習が有効とのご意見を受け、作業部会にて内容を検討し、撮影は協働プラットフォームに協力いただきビデオ教材を作成した。

2) ドラマ教材

受講者は、ドラマを通じて、意思決定支援のプロセスを追体験します。



場面①
「支援チームの編成と支援環境の調整」では、北川さん（本人）が契約しているデイサービスでのトラブルがきっかけで、後見人の山本さんに施設入所契約の相談があったため、担当者会議を開いている様子を描いたもの。



場面②
「本人への趣旨説明」では、後見人の山村と中核機関職員の杉田が、北川さん（本人）の自宅に訪問し、意思決定支援ミーティングの開催について趣旨説明をする様子を描いたもの。



場面③
「本人を交えたミーティング」では、本人を交えたミーティングの様子を通じて、どのようなことに気を付けたらよいのかに気づいて頂くためのポイント等を描いたもの。

令和2年度厚生労働省委託事業「後見人等への意思決定支援研修」

講師養成説明会

- 研修の質担保のため、講師養成説明会を各団体から推薦を受けた研修講師候補者（約30名）に対して実施した。
- 講義全体の説明及び演習の実施方法などについて説明を行った。

日程	場面	演習
令和2年 12月15日 (火)	第1回講師養成説明会	• 概要説明 • 講義部分の説明 • 第1章、第2章のデモ講義
令和3年 1月12日 (火)	第2回講師養成説明会	• 第一回研修実施状況共有 • ビデオ教材の視聴 • 第3章の講義方法の検討

研修講師候補者

- 研修講師候補者は、各専門職団体（日本弁護士連合会、成年後見センター・リーガルサポート、日本社会福祉士会）による推薦とした。
- 各専門職団体には、全国10ブロックから、講師を選出頂いた。

講義内容の質担保

- 講義内容の練習用DVD（東京会場）を講師に配布。
- 講義内容ノートを作成して講師内で共有した。

令和2年度厚生労働省委託事業「後見人等への意思決定支援研修」

研修参加者の募集・抽選について

- 特設WEBページより研修参加者を募集した。（定員 200名/会場）

<https://www.ishiketteishienkensyu2020.jp/>

特設WEBページより
参加申込み



開催ブロックごとに受付
（全国10ブロック）

募集の受付
（2ヵ月程度前から募集開始）

募集の終了
（1ヵ月程度前に募集締切）

研修参加者の抽選
（ブロック内参加希望者を優先）
定員200名／回（※）

抽選結果の案内
（1ヵ月前に結果通知）

（※ オンラインでのグループワーク実施のため上限あり）

令和2年度厚生労働省委託事業「後見人等への意思決定支援研修」

研修開催地域(全国10ブロック)

- 研修開催地域は全国10ブロックより各1～3か所を選定し、全国15か所を実施した。

	ブロック	対象都道府県	今年度実施した都道府県（15箇所）
1	北海道	北海道	北海道
2	東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	宮城
3	北陸	新潟、富山、石川、福井	富山
4	関東	埼玉、千葉、東京、神奈川、茨城、栃木、群馬、山梨、長野	東京、埼玉、千葉
5	東海	岐阜、静岡、愛知、三重	愛知
6	近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山	大阪、兵庫
7	中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口	岡山、広島
8	四国	徳島、香川、愛媛、高知	香川
9	九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島	福岡、宮崎
10	沖縄	沖縄	沖縄

令和2年度厚生労働省委託事業「後見人等への意思決定支援研修」

研修の実施方法

- 新型コロナウイルスによる緊急事態宣言を受け、**集合研修は中止し、オンライン研修のみ**で実施した。



開催日	開催地	申込者数				受講可 連絡人数	備考
		オンライン のみ希望	オンライン／会場 どちらでもよい	会場希望	合計		
2020年12月22日(火)	東京都	441	76	68	585	200	抽選実施
2021年1月21日(木)	愛知県	184			184	184	
2021年1月27日(水)	福岡県	82	6	23	111	88	
2021年1月29日(金)	兵庫県	172	1		173	173	
2021年2月4日(木)	埼玉県	250			250	200	抽選実施
2021年2月5日(金)	宮城県	106	12	9	127	127	
2021年2月9日(火)	岡山県	101	16	29	146	146	
2021年2月10日(水)	香川県	52	14	19	85	85	
2021年2月18日(木)	沖縄県	39			39	39	
2021年2月22日(月)	千葉県	154	36	22	212	212	
2021年2月25日(木)	宮崎県	43	15	8	66	66	
2021年3月3日(水)	大阪府	323	2		325	325	抽選実施
2021年3月5日(金)	広島県	153	31	20	204	204	
2021年3月9日(火)	富山県	121	23	12	156	156	
2021年3月12日(金)	北海道	183			183	183	
合計					2,846	2,388	

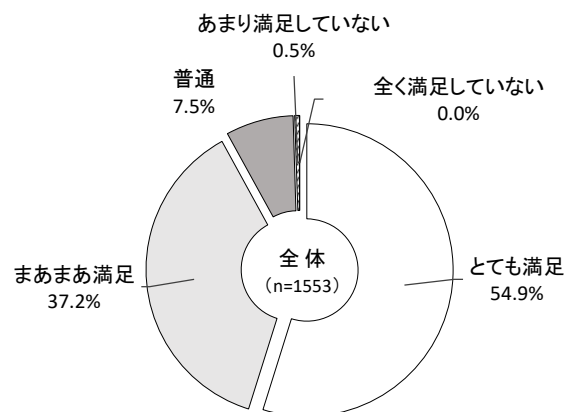
令和2年度厚生労働省委託事業「後見人等への意思決定支援研修」

研修参加者アンケートの実施

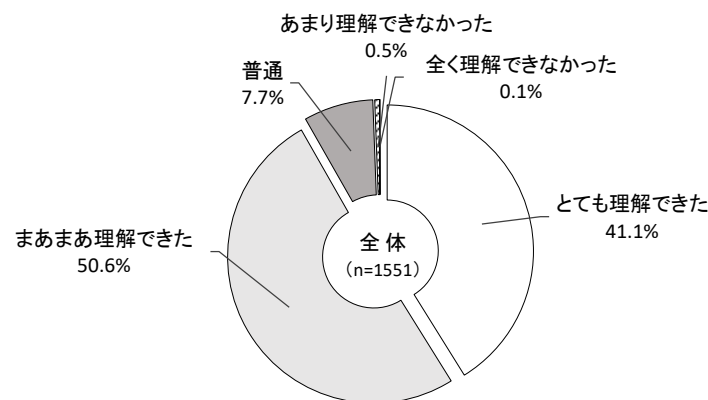
- 研修の効果測定のため、研修参加者全員にアンケート調査を実施した（ミニテスト含む）。

○90%を超える参加者に“研修に満足できた”及び“研修内容を理解できた”との回答を頂きました。
(n=1,551、無回答除く)

問2. 研修の満足度
(1) 意思決定支援と代行決定



問3. 研修の理解度
(1) 意思決定支援と代行決定



○今後自らの後見活動に役立てたいこと（受講者のご感想・ご意見（自由回答））

- 本人の意思決定プロセスを踏まえられよう、本人・関係者の理解を得ていきたい。判断能力が低下していても意思決定はできる、ということを感じて活動したい。
- 本人を取り巻くチームメンバーと意思決定支援について話し合っていきたい。
- 「アセスメントシート」という存在をはじめて知った。すぐに積極的に使うかどうかはわからないが、このようなツールがあることを知ることができたことは大きい。
- 「私のことは私とともに決めてほしい」この当たり前だが、意外とできていないことを常に頭において活動したい。

アンケート項目

1. 参加者属性
2. 研修の満足度
3. 研修の理解度
4. 気づきを得られた部分・新しく得られたと感じた部分
5. 他の意思決定ガイドライン等の研修受講経験
6. 研修内容について
7. 自らの貢献活動にて、課題と感じた部分
8. 今後自らの後見活動に役立てたいこと
9. 研修にて改善してほしい点等
10. ご意見・感想

令和2年度厚生労働省委託事業「後見人等への意思決定支援研修」

報告書・研修教材等の公開・公表

研修教材の印刷

- 研修教材は3000部印刷し、各専門職団体等に配布した。

報告書の作成

- 本事業のとりまとめとして、研修実施報告、アンケート結果、委員会及び講師のご意見をまとめ、報告書を作成した。

目次

- 第1章 事業概要
- 第2章 事業実施報告
- 第3章 受講者アンケート結果
- 第4章 まとめ



厚労省ポータルサイトでの教材等の公表

- 本事業の教材及びビデオ教材は成年後見制度利用促進ポータルサイトに公開された。

成年後見制度利用促進ポータルサイト <https://guardianship.mhlw.go.jp/>



令和2年度厚生労働省委託事業「後見人等への意思決定支援研修」

今後の課題（ご意見等より一部抜粋）

＜研修方法・研修の参加のしやすさ＞

- ・ リモート研修であったこともあり、長時間 1 日で詰め込んで行うのは受講者が大変。
- ・ ビデオによる事前学習、オンデマンド形式による受講者の都合がつく時間帯での受講方法など、研修への参加のしやすさをもっと工夫していくのが良いのではないか。
- ・ 新型コロナ対策で致し方なかったが、できれば集合形式による演習も出来ればよいと思われる。
- ・ 研修に好意的な人や意思決定支援に関心のある人が受講した傾向があるように思われる。このような人でない人に、もっと周知して積極的に参加してもらえるように工夫していくことが重要と考えられる。

＜研修内容等の工夫＞

- ・ 代行決定の部分にもワークがあると集中力が途切れずに良いと思われる。
- ・ アセスメントシートの記載方法についても簡潔に説明があるとよい。

＜意思決定支援研修を踏まえたご意見＞

- ・ 一人で決めない、周りに聞いてみるということだけでも、気づいてもらえるように、研修をブラッシュアップして継続してほしい。国研修が終わったあとでも各士会で研修を継続してほしい。
- ・ 巷では、共同決定や代行決定をベースに組み立てられているにもかかわらず「意思決定支援」と銘打っているものも散見される。いたずらに「本人が言っているから～」という事で財産の操作をするなど、後見制度活用以前の段階で巧妙に悪用されるのではないかと危惧される。適切な意思決定支援を伝えていくこと等、今後の対策が重要となる。